

議案第65号

和解について

下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方住所（略）
氏名 皆川尚貴

2 事件の概要

相手方は、平成26年4月14日午前2時40分ごろ、狭山市駅前公衆トイレへの放火行為により、男子トイレの一部を焼損させ、本市に損害を与えた。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、深く謝罪する。
- (2) 相手方は、市が修繕費用等として支払った906万7,884円の内、市が加入している建物総合損害共済の対象範囲外となる140万4,000円を損害賠償債務として、市の指定する口座へ直ちに振り込む。
- (3) 市と相手方は、その余の債権債務のないことを確認する。
- (4) 本示談は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が、相手方に対して有する請求権に何ら影響がないことを確認する。

平成27年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市駅前公衆トイレの放火事件に関し、和解したいので、この案を提出するものである。